

横須賀市報

第 1805 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例	
◇横須賀市議会基本条例中一部改正……………	14683
◇横須賀市議会事務局設置条例中一部改正……………	〃
◇横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例中一部改正……………	〃
規 則	
◇食品衛生法等施行取扱規則中一部改正……………	〃
◇旅館業法等施行取扱規則中一部改正……………	14684
◇公衆浴場法等施行取扱規則中一部改正……………	〃
◇理容師法等施行取扱規則中一部改正……………	〃
◇美容師法等施行取扱規則中一部改正……………	〃
◇クリーニング業法等施行取扱規則中一部改正……………	14685
告 示	
◇地縁による団体の認可について……………	〃
◇道路区域変更及び供用開始について……………	〃
公 告	
◇固定資産税・都市計画税の納期限変更通知書の公示送達……………	14686
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇住民票の職権消除について……………	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……………	〃
消 防 局 告 告	
◇消防法に基づく防火対象物に対する措置命令について……………	〃
議 会 規 則	
◇横須賀市議会会議規則等中一部改正……………	14687
議 会 規 程	
◇横須賀市議会事務局規程等中一部改正……………	〃
教 育 委 員 会 告 示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	14688
農 業 委 員 会 告 示	
◇農業委員会総会の招集について……………	〃

条 例

横須賀市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月3日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第53号 (令和2年12月3日 掲 示 済)

横須賀市議会基本条例の一部を改正する条例
横須賀市議会基本条例(平成22年横須賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

目次中「議会議務局等」を「議会局等」に改める。
第17条第2項中「質疑等の趣旨を確認するための発言をする」を「議員の質疑等に対して反問する」に改める。

第9章の章名を次のように改める。

第9章 議会局等

第32条の見出しを「(議会局)」に改め、同条中「議会議務局」を「議会局」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定は、令和2年12月15日から施行する。

横須賀市議会事務局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月3日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第54号 (令和2年12月3日 掲 示 済)

横須賀市議会事務局設置条例の一部を改正する条例

横須賀市議会事務局設置条例(昭和26年横須賀市条例第62号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横須賀市議会議会局設置条例

第1条の見出しを「(議会局の設置)」に改め、同条中「事務局」の次に「として、議会局」を加える。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条中「事務局長、書記その他」を「議会局」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(議会局長)

第2条 議会局に地方自治法第138条第3項に規定する事務局長として、議会局長を置く。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 横須賀市職員倫理条例(平成12年横須賀市条例第80号)の一部を次のように改正する。

別表議会の事務局の項中「事務局長」を「議会局長」に改める。

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月3日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第55号 (令和2年12月3日 掲 示 済)

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年横須賀市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「139,000円」を「130,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

横須賀市規則第76号

食品衛生法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月10日

横須賀市長 上地克明

食品衛生法等施行取扱規則の一部を改正する規則

食品衛生法等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2号様式(表)中

更新申請の場合、許可年月日及び許可番号	
---------------------	--

を

更新申請の場合、許可年月日及び許可番号	
飲食店営業等の譲渡に関する事項	

に

改める。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

横須賀市規則第77号

旅館業法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

旅館業法等施行取扱規則の一部を改正する規則
旅館業法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項に次のただし書を加える。

ただし、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第1条第2項ただし書の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

第1条第2項第10号中「旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項ただし書の場合において、第1項の申請書に当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第1号様式（表）中

旅館業法施行規則第5条第1項各号の施設に該当することの有無	
-------------------------------	--

を

旅館業法施行規則第5条第1項各号の施設に該当することの有無	
旅館業の譲渡に関する事項	

に

改める。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

横須賀市規則第78号

公衆浴場法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

公衆浴場法等施行取扱規則の一部を改正する規則
公衆浴場法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

3 省令第1条ただし書の規定の適用を受ける者については、第1項の申請書に当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第1号様式（表）中

公衆浴場の種類	
---------	--

を

公衆浴場の種類	
浴場業の譲渡に関する事項	

に

改める。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

横須賀市規則第79号

理容師法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

理容師法等施行取扱規則の一部を改正する規則
理容師法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 省令第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける者については、第1項の届出書に当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第1号様式（表）中

美容所の開設予定年月日（同一の場所に美容所を開設しようとする場合に限る。）	
---------------------------------------	--

を

美容所の開設予定年月日（同一の場所に美容所を開設しようとする場合に限る。）	
理容所の営業の譲渡に関する事項	

に

改める。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

横須賀市規則第80号

美容師法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

美容師法等施行取扱規則の一部を改正する規則
美容師法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第74号）の

一部を次のように改正する。

第1条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 省令第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける者においては、第1項の届出書に当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第1号様式(表)中

理容所の開設 予定年月日 (同一の場所 に理容所を開 設しようとする 場合に限 る。)	
---	--

を

理容所の開設 予定年月日 (同一の場所 に理容所を開 設しようとする 場合に限 る。)	
美容所の営業 の譲渡に関する 事項	

に

改める。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

横須賀市規則第81号

クリーニング業法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

クリーニング業法等施行取扱規則の一部を改正する規則

クリーニング業法等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

7 省令第1条の3第1項ただし書の規定及び同条第2項ただし書の規定の適用を受ける者においては、第1項及び第4項の届出書に当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第1号様式(表)中

開設予定年月日	
---------	--

を

開設予定年月日	
クリーニング所の営業の譲渡に関する事項	

に

改める。

第2号様式(表)中

営業開始予定年月日	
-----------	--

を

営業開始予定年月日	
クリーニング所の営業の譲渡に関する事項	

に

改める。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

告 示

横須賀市告示第213号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 名称
湘南鷹取連合自治会
- 規約に定める目的
会員相互の連絡および環境の整備、福利の増進、集会所の維持管理ならびに文化の向上を図り、湘南鷹取の自治発展に寄与すること。
- 区域
湘南鷹取1丁目、湘南鷹取2丁目(35番5号を除く。)、湘南鷹取3丁目から5丁目まで及び湘南鷹取6丁目(1番8号を除く。)の区域
- 主たる事務所
横須賀市湘南鷹取1丁目30番11号
- 代表者の氏名及び住所
藤 島 紀 雄
横須賀市湘南鷹取2丁目21番2号
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
無
- 代理人の有無
無
- 解散の理由
(1) 破産
(2) 横須賀市長の認可取消し
(3) 総会の決議
(4) 構成員の欠亡
- 認可年月日
令和2年12月10日

横須賀市告示第214号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和2年12月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和2年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
-----	-----	---	---	-------	-----

648	旧	深田台63番の5地先から 深田台71番の2地先まで	メートル 4.5 ~ 5.6	メートル 14.1
	新	深田台63番の5地先から 深田台71番の2地先まで	4.5 ~ 5.4	14.1
3,341	旧	武3丁目770番の2地先から 武3丁目771番の1地先まで	1.8 ~ 1.9	37.4
	新	武3丁目770番の2地先から 武3丁目761番の36地先まで	3.1 ~ 5.2	37.4

公 告

横須賀市公告第 216 号 (令和2年11月27日 掲示済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和2年度	固定資産税 都市計画税	第3期分及び第4期分の納期限は、令和2年12月4日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 217 号 (令和2年11月27日 掲示済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和2年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第 218 号 (令和2年11月27日 掲示済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和2年度	固定資産税 都市計画税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第 219 号 (令和2年11月27日 掲示済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292 号）第12条第4項後段の規定により公告します。

令和2年11月27日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 220 号 (令和2年12月3日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年12月3日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 221 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和2年12月10日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号	番 号
横浜 横須賀	32-08
横浜 横須賀	32-25
横浜 横須賀	77-08

消 防 局 公 告

横須賀市消防局公告第 1 号 (令和2年11月24日 掲示済)

消防法（昭和23年法律第 186 号）第17条の4第1項の規定により、次の防火対象物に対し措置命令を行ったので、同条第3項において準用する消防法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年11月24日

横須賀市消防長 榎 木 浩

- 防火対象物の所在地
横須賀市本町2丁目14番地5
- 防火対象物の名称及び用途
名称 カワセビル
用途 特定複合用途防火対象物
- 被命令者の氏名
川 瀬 勝 利
- 措置の内容
令和3年2月19日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 命令年月日
令和2年11月19日

議 会 規 則

横須賀市議会会議規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月3日 (令和2年12月3日) 掲 示 済

横須賀市議会議長 板 橋 衛

横須賀市議会会議規則等の一部を改正する規則

(横須賀市議会会議規則の一部改正)

第1条 横須賀市議会会議規則(平成14年12月20日制定)の一部を次のように改正する。

第87条第1項第4号中「事務局職員」を「議会局職員」に改める。

別表議員総会の項中「市議会事務局長」を「議会局長」に改める。

(横須賀市議会傍聴規則の一部改正)

第2条 横須賀市議会傍聴規則(平成14年12月20日制定)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第2号様式中「事務局」を「議会局」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議 会 規 程

横須賀市議会事務局規程等の一部を次のように改正する。

令和2年12月3日 (令和2年12月3日) 掲 示 済

横須賀市議会議長 板 橋 衛

(横須賀市議会事務局規程の一部改正)

第1条 横須賀市議会事務局規程(昭和40年10月16日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横須賀市議会議会局規程

第1条列記事項以外の部分中「横須賀市議会事務局(以下「事務局」を「横須賀市議会議会局(以下「議会局」に改め、同条列記事項中「総務課」を「総務調査課」に改める。

第2条の見出しを「(議会局長等)」に改め、同条第1項中「事務局に事務局長」を「議会局に議会局長」に改め、同条第3項中「事務局長」を「議会局長」に改め、同条第4項中「事務局長、課長」を「議会局長、課長」に、「事務局長等」を「議会局長等」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「事務局長等」を「議会局長等」に改め、同項第1号中「事務局長」を「議会局長」に、「事務局内」を「議会局内」に改め、同項第4号中「事務局内」を「議会局内」に、「事務局長」を「議会局長」に改める。

第3条第1項「事務局長」を「議会局長」に改め、同条第2項中「事務局長代行」を「議会局長代行」に改める。

第4条の見出しを「(総務調査課)」に改め、同条各号列記以外の部分中「総務課」を「総務調査課」に改め、同条第4号中「人事」の次に「、研修」を加え、同条第10号を同条第13号とし、同条第9号中「事務局内」を「議会局内」に改め、同号を同条第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 議会図書室に関すること。

第4条第8号を同条第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 資料の収集、調整及び整理保管に関すること。

第4条第7号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 議会の調査に関すること。

第5条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とする。

第6条第1項各号列記以外の部分及び第1号から第5号までの規定中「事務局長」を「議会局長」に改める。

第7条中「事務局」を「議会局」に改める。
(横須賀市議会公印規程の一部改正)

第2条 横須賀市議会公印規程(昭和44年2月25日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 議会局印

(6) 議会局長印

第4条第1項及び第5条中「総務課長」を「総務調査課長」に改める。

別表中

横須賀市議会事務局印	5
------------	---

 を

横須賀市議会議会局印	5
------------	---

 に、「横須賀市議会事務局長印」を「横須賀市議会議会局長印」に、

横須賀市議会事務局印	11
------------	----

 を

横須賀市議会議会局印	11
------------	----

 に、「横須賀市議会事務局長之印」を「横須賀市議会議会局長之印」に、

(5) (6) (5) (6)

横須賀市議会事務局印	横須賀市議会議会局長印
------------	-------------

 を

横須賀市議会議会局印	横須賀市議会議会局長印
------------	-------------

 に、

(11) (12) (11) (12)

事市横 局議横 議市横 局議横	務市須 長会須 会市横 長会須	局議横 局議横	議市横 局議横
局議須 長会須	之会須 務市	会局議 会局議	長之議 長之議
印会賀	印務市	印会賀	印会賀

 に改

める。
(横須賀市議会議員及び横須賀市議会事務局職員き章規程の一部改正)

第3条 横須賀市議会議員及び横須賀市議会事務局職員き章規程(平成27年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横須賀市議会議員及び横須賀市議会議会局職員き章規程

第1条中「横須賀市議会事務局職員」を「横須賀市議会議会局職員」に改める。
(横須賀市議会図書室規程の一部改正)

第4条 横須賀市議会図書室規程(昭和47年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第4条中「議会事務局」を「議会局」に改める。

第5条中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

(横須賀市議会事務局公文書管理規程の一部改正)
第5条 横須賀市議会事務局公文書管理規程(平成21年12月10日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横須賀市議会議会局公文書管理規程

第1条中「横須賀市議会事務局(以下「事務局」を「横須賀市議会議会局(以下「議会局」に改める。

第3条第2号中「事務局長」を「議会局長」に改める。

第4条中「横須賀市議会事務局規程」を「横須賀市議会議会局規程」に改める。

第6条中「事務局」を「議会局」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 横須賀市議会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規程(平成5年10月1日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「横須賀市議会事務局規程」を「横須賀市議会議会局規程」に改める。

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第26号 (令和2年11月16日)
掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和2年11月16日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和2年11月19日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
(1) 令和2年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第14号 (令和2年12月1日)
掲 示 済

令和2年第13回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和2年12月1日

横須賀市農業委員会
会長 田 丸 定 雄

- 1 日時 令和2年12月11日午後3時
- 2 会議開催の場所 農業委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
(1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(2) 農地法第3条の規定による許可申請について
(3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る進達について
(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
(5) 農地利用最適化推進委員の辞任について
(6) 相続税納税猶予に関する適格者証明について
(7) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
(8) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について